

四日市市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第11号

四日市市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の旅費に関する条例（昭和38年四日市市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第<u>5</u>項の規定に基づき、公務のために旅行する本市職員（四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号。以下「職員給与条例」という。）第2条に規定する職員）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合には限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上（近鉄線の場合は片道25キロメートル以上）のもの並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第<u>6</u>項の規定に基づき、公務のために旅行する本市職員（四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号。以下「職員給与条例」という。）第2条に規定する職員）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合には限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上（近鉄線の場合は片道25キロメートル以上）のもの並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社</p>

に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第36号）附則第2条第1項に規定する新会社の営業する新幹線鉄道による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(2) (略)

3及び4 (略)

に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項に規定する新会社の営業する新幹線鉄道による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(2) (略)

3及び4 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部人事課)